

品質事項に関する 食品表示制度について

～ 概要び指導・相談事例 ～

埼玉県農林部農産物安全課

総務・食品品質表示担当

1 食品表示に関する法律

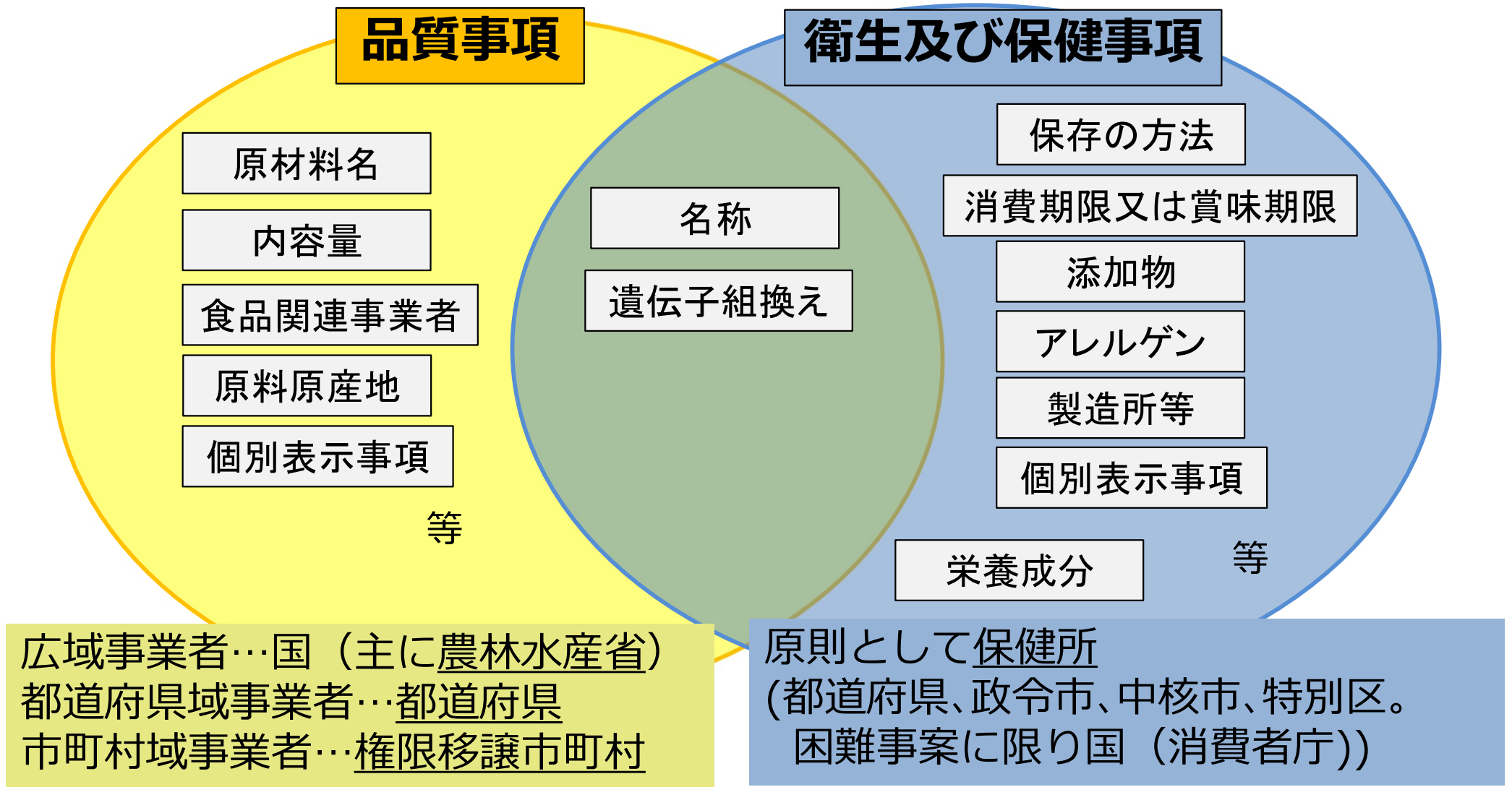
法律名	表示の主旨等	表示の対象
食品表示法	食品の義務的な表示事項等	全ての飲食物 ※医薬品を除く
景品表示法	虚偽表示・誇大広告等の禁止	消費者向けに事業者が提供する商品
J A S 法	品質・生産方法等について一定の品質の基準に合格した旨の表示	飲食料品や農林畜水産物の品質の基準に合格した製品
米トレーサビリティ法	米穀の取引記録と産地情報伝達	米・米加工品
牛トレーサビリティ法	個体識別番号の伝達・表示	牛肉
計量法	適正な計量の実施と表示	容器又は包装された特定商品
医薬品医療機器等法	食品への医薬品的な効能表示禁止	医薬品、化粧品等
健康増進法	健康保持増進効果の誇大表示禁止	食品として販売する物
資源有効利用促進法	分別回収のための識別表示	アルミニウムの缶、プラスチック製容器等

※この他に製造物責任法、公正競争規約、各団体や企業の内規等がある。

2 食品表示法執行の役割分担

● 食品の表示事項に関する役割分担

※それぞれ問合せ先が異なります。



※酒類の表示は税務署

3 指導・相談事例①

●原料原産地表示に係る事例

【指導事例】

Q 野菜類を販売していたが「地元産」の表示が多くみられた。

A 農産物の原産地は都道府県名、市町村名、又は一般に知られている地名で表示するよう口頭指導した。

【相談事例】

Q 米粉パンを製造しており、主な原材料の米粉は国内産であるが時季により産地が変わる。米粉の原料原産地表示は「国産」でよいか。

A 米粉の産地が変わるものの、常に国産であれば原料原産地表示は「米粉（米（国内産））」の表示が適当と考える。

【相談事例】

Q バナナケーキを製造しており、主な原材料のバナナが仕入れにより産地が変わるが、どう表示したらよいか。

A 製造日を含む1年間に使用するバナナの原産地が2か国であれば、「バナナ（A産又はB産）※バナナの産地は、令和●年の使用実績順」と、3か国以上であれば「バナナ（輸入）」の表示が適当と考える

3 指導・相談事例②

●表示に係る事例

【相談事例】

- Q 加工食品の一括表示について、緑の箱に黒文字の記載で考えているが、それでよいか。
- A 文字及び枠の色は背景と対照的な色にすることとされている。パッケージ見本の写真を見ると、黒文字の一括表示が見つらいと考えられるので、明るい色の文字に変更願いたい。（回答後、相談者は白文字に変更。）

表示ルール(食品表示基準第8条・22条)

- 一括表示の様式にまとめて
- 容器包装の見やすい箇所に（※容器包装された加工食品以外は対象外）
- 文字及び枠の色は背景と対照的な色で
- 8ポイント以上の統一のとれた大きさで（※表示可能面積が概ね150cm²以下のものにあっては5.5ポイント以上）

※玄米・精米の場合は12ポイント（内容量が3kg以下のものは8ポイント）以上

3 指導・相談事例③

● 業務用加工食品の表示に係る事例

【相談事例】

Q 味噌の製造会社に、原料として酒粕を販売したい。20kg詰の段ボール箱に入れて出荷する予定であるが、食品表示の項目や表示方法について聞きたい。

A 業者間取引では、業務用加工食品の義務表示事項を容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することができる。

ただし、食品表示基準別表第23に掲げる事項にあつては、容器包装に表示する必要がある。

なお、容器包装に入れないで販売される業務用加工食品にあつては、基準別表第23に掲げる事項であっても、送り状、納品書又は規格書等に表示しても差し支えない。（ただし、計量法で容器包装への表示が義務付けられているものは、これに従った表示が必要。）

出荷は20kg詰の段ボール箱で行う予定とのことであるが、「容器包装に入れないで販売される業務用加工食品」とは、「タンクローリーやコンテナ等の通い容器」によるものであり、リサイクル使用しない段ボール箱での販売は、「容器包装に入れないで販売される業務用加工食品」に当たらないため、段ボール箱には基準別表第23に掲げる事項の記載が必要となる。

4 特色のある原材料に関する事項

- 「○○使用」、「△△入り」のように一般的名称で表示される原材料に対し差別化が図られた原材料を使用した場合



- 特色のある原材料の例

特定の出産地のもの	国産大豆使用、三陸産わかめ使用 等
有機農畜産物、有機加工食品	有機小麦粉使用 等
特定の製造地のもの	北海道で製造されたバターを使用 等
品種名等	コシヒカリ入り、とちおとめ使用 等
銘柄名、ブランド名、商品名	狭山茶使用、越前がに使用 等

- ・ 表示する特色のある原材料について次のいずれかを表示

- ① 製品に占める割合
- ② 特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める割合

例 強調表示部分に近接した箇所に「十勝産小豆50%使用（小豆に占める割合）」
一括表示部分の原材料名欄において「原材料名 小豆（十勝産50%）」

※ 使用割合が100%の場合は割合表示は省略可

参考資料及び問合せ先

【参考資料】

●消費者庁HP・食品表示法等(法令及び一元化情報)のページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

※法令・政令、通知、Q&A、パンフレット及びガイドライン等

【所管機関及びお問い合わせ】

法規	対象	表示の内容	県窓口	国窓口
食品表示法	食品の容器包装にされた表示等	品質に関する事項 ※原材料、原産地等	農産物安全課 各農林振興センター	農林水産省 関東農政局
		酒類の品質に関する事項 ※酒類に係る原材料等		国税庁 税務署(浦和、熊谷)
		保健に関する事項 ※栄養成分表示等	健康長寿課 各保健所	消費者庁
		衛生に関する事項 ※食品添加物、アレルギー等	食品安全課 各保健所	
景品表示法	商品の広告、インターネットサイトの商品紹介などに係る誇大広告等		消費生活課	

○品質に関する表示についてのお問い合わせ

●農林部 農産物安全課(TEL:048-830-4110 FAX:048-830-4832)

●最寄りの各農林振興センター(住所、電話番号は下記ホームページ)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0907/jassoudanmadoguthi/index.html>